

平成 29 年度 南部地域包括支援センターケアタウン小牧 事業計画

1. 事業の目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として活動する。

2. 基本方針

1) 小牧市の基本方針

(1) 総合性

高齢者の多様なニーズや相談に応じ、尊厳ある生活の継続のために、保健医療・公衆衛生・社会福祉その他必要な支援につなぐ「総合性」をもつ。

(2) 包括性

公的サービスのみならず、多様な社会資源の把握に努め、ネットワークを構築し、有機的に結び付ける「包括性」をもつ。

(3) 継続性

高齢者の心身の状況の変化に応じ、生活の質が低下しないよう適切なサービスを提供する「継続性」をもつ。

(4) 予防性

要支援・要介護状態になる前から、自立した自分らしい生活を継続することができるよう、介護予防のために必要な支援をする「予防性」をもつ。また、虐待や消費者被害を未然に防止するよう、啓発などを行う。

2) 小牧南部地域包括支援センターケアタウン小牧の基本方針.

- ・社会福祉法人元気寿会の基本理念「幸せの人生を送ろう」のもと、その方の立場に立って考え行動することを実践する。
- ・地域住民や関係機関と連携し、地域のネットワーク活動を推進していく。
- ・支援を必要とする高齢者を早期に発見し、適切な支援、継続的な見守りを行い、高齢者に関する問題発生をできるだけ未然に防ぐことができるようにする。

3. 職員配置

小牧市地域包括支援センターの運営方針並びに職員に係る基準及び職員の員数を定める条例（平成 26 年小牧市条例第 38 号）の配置基準に基づき職員配置を行う。その他、専任の認知症地域支援推進員のほか必要な職員を配置する。

当該年度の職員配置については、以下のとおりとする。

社会福祉士 1 名

主任介護支援専門員 1 名

保健師 1名
 介護支援専門員 1名
 認知症地域支援推進員 1名

4. 事業内容

1) 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者及びその家族、地域住民からの様々な相談（介護、福祉、保健、医療等）に関する相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援する。

① 総合相談業務

地域の身近な相談窓口として、本人、家族、地域住民からの様々な相談に応じ、的確な状況把握を行い迅速に対応する。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につなげる。地域包括支援センターの業務が高齢者の総合相談を行う機関であることについて理解が深まるよう、地域住民への啓発活動を行う。

- ・新たな相談の窓口として、地域住民への案内チラシを作成し住民に配布する。
- ・身近な場所で気軽に相談できる機会を提供するため、地域の催しへの参加や建物内での活動の場において介護相談を随時うけていく。
- ・「地域包括支援センターだより」を年3回発行地域住民へ回覧し、相談窓口として広く知っていただく。

② 実態把握

本人や家族による窓口や電話での相談だけでなく、独居高齢者及び高齢者世帯への個別訪問により、心身状況や家庭環境等、生活の実態の把握に努める。また、地域の民生委員・児童委員や地域住民、関係機関からの情報収集を行い、地域の社会資源や地域住民のニーズを把握する。

- ・全民生委員宅（23名）を訪問し、困りごとなど地域の実態把握を行う。

③ ネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を早期に発見し適切な支援につなぐため、地域の民生委員・児童委員をはじめ、ボランティアや介護サービス事業者、地域関係者とのネットワークを構築し、情報が得られるようにする。

- ・民生委員・児童委員連絡協議会、ふれあい・いきいきサロン、区長会などの機会を捉え、顔のみえる関係づくりを行う。

(2) 権利擁護事業

高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるように、専門性に基づ

き高齢者虐待の防止や消費生活被害等権利擁護に関する相談や支援を行う。また、財産の管理や日常生活上の契約などに対して、不安を抱えている方へ、必要に応じて、成年後見制度の活用に向けた支援をする。

① 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切な対応をすすめる。

- ・年に1回、市民向けに講演会を行い、虐待防止のための啓発活動を行う。
- ・事業所対象に虐待防止のための研修を開催する。

② 消費者被害への対応

被害を未然に防止するため、消費者被害情報を把握し、関係機関と連携し適切な対応に努める。また、被害に遭われた方の早期回復のため小牧市消費生活相談センターに紹介・相談する。

- ・出前講座にて、消費者被害防止のための啓発活動を行う。

③ 老人福祉施設等の措置に関する支援

高齢者の虐待等、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要な場合は、市と連携を図りながら適切な対応をすすめる。

④ 成年後見制度の活用促進

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合は、適切な介護保険サービスの利用に加え、金銭管理、法的行為などの支援をするため、必要に応じて成年後見制度の利用に向けた支援を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるように、一人ひとりの心身の状態に合わせた適切なサービスが提供されるように、介護支援専門員への支援や助言を行う。また、主治医と介護支援専門員、その他の様々な職種、地域の関係機関等との連携を図り、包括的・継続的なケア体制の構築を図る。

① 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

- ・圏域における医療機関や事業所等の情報を整理する。

② 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員に対する個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える困

難事例について、具体的な方法を検討するための地域ケア会議を開催等により、指導・助言等を行う。また、研修会を企画、運営し、資質の向上を図る。

・介護保険制度の改正にともなうケアマネジメント業務等について小牧市と協議を進め、適切な情報配信に努める。

(4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で、自己肯定感を持ち、自分らしくいきいきと地域（家庭）で生活できるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、高齢者の主体的な活動により生活の質の向上を高めることを目指す。

① 介護予防支援

小牧市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年小牧市条例第37号）に基づき、介護保険における予防給付の対象となる要支援者に対し、心身の状況・置かれている環境等を勘案して、本人の自立の促進を目指し、要介護状態への悪化を防止することを目指して介護予防サービス計画を作成する。また、介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

② 介護予防ケアマネジメント

介護保険における介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる事業対象者に対し、心身の状況・置かれている環境等を勘案して、本人の自立の促進を目指し、要介護状態への悪化を防止することを目指して第1号介護予防ケアプランを作成する。また、第1号介護予防ケアプランに基づくサービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

③ 介護予防を必要とする者の把握

市が送付する簡易版チェックリストの結果によって抽出した対象者への訪問や、総合相談や地域への啓発活動における簡易版チェックリストの実施により支援が必要な高齢者を把握し、生活状況の聞き取りなどを通して適正な支援につなげる。

④ 介護予防に関する啓発及び把握

地域の関係者の集まる機会に参加し、啓発を行う。

- ・老人クラブ定例会、ふれあい・いきいきサロン活動に出向き、介護や認知症の予防に関する講話や説明を行う。
- ・運動・交流の場の拠点作りの構築、拡大に努める。
- ・ボランティア活動者と連携し、小牧南部地域に密着した介護予防が地域によ

り展開できる仕組みづくりを支援する。

- ・介護者の支援に努め、家族介護支援事業を実施し介護方法などの指導等必要な事業を実施する。

3) 多職種協働による地域支援ネットワークの構築

地域の保健・福祉・医療のサービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と連携して行う。

4) 地域ケア会議の実施

地域ケア会議の開催を通して、個別の高齢者の課題解決、地域のニーズや地域課題・地域資源の把握を行う。これらの取り組みを通し、地域ネットワークの構築、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを進める。さらに、小牧市高齢者保健福祉計画への反映等、有効的な政策形成につなげる。

地域ケア会議での課題、対応策のうち地域の共通課題について調整・検討し、必要に応じて小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会への提案等の役割を担う。

5) 認知症地域支援推進員の実施事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、認知症の容態に応じ、全ての期間を通じて必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

(1) 関係機関及び地域との連携

① 関係機関とのネットワークの構築

医師会、認知症サポート医、認知症疾患医療センターなどの関係機関とのネットワークを構築する。

- ・医師会へ出向き、認知症地域支援推進員の取り組みについて理解をしていただく。また、認知症サポート医や認知症疾患医療センターと連絡・相談がしやすいよう連絡体制を整える。

② 地域での取り組みの促進

地域の民生委員・児童委員をはじめ、ボランティアや介護サービス事業者、地域関係者とのネットワークを構築するとともに、地域での認知症予防活動の取り組みを促進する。

- ・認知症カフェを地域住民やボランティアとともに立ち上げ、認知症の方や介護する家族が集いやすい居場所づくりをする。
- ・認知症に関する住民主体の取り組みが促進されるよう認知症サポーター養成講座の受講者に対し、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知

症カフェの活動促進や見守り活動等を行う人材育成をする。

- ・認知症徘徊模擬搜索訓練を地域で取り組み、地域で支えられる意識付けを図る。

(2) 認知症の人とその家族への支援

① 認知症ケアパスの普及・啓発

認知症の人やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解するよう、認知症ケアパスの普及・啓発を行う。

② 情報交換や交流の場の提供

認知症の人の家族同士が交流や情報交換、相談などを通して、介護負担を軽減し、安定した在宅生活が営めるよう支え合うための支援を行う。

- ・認知症カフェにて、家族同士の交流ができるよう支援し、認知症の方や家族の居場所作りをしていく。

(3) 認知症についての啓発及び認知症対応力向上の推進に関する事業

- ・認知症サポーター養成講座、市民向けフォーラム、声かけ訓練等を通して広く市民に認知症について周知する。また、認知症の人とその家族に適切に対応できる人を増やす啓発や研修を行う。
- ・年齢問わず認知症が理解されるよう、各世代に向けた認知症サポーター養成講座を開催する。

6) 在宅医療・介護連携の推進に関する取り組み

高齢者が、疾病を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるために、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行う体制を構築するために、在宅医療サポートセンター等との連携を図りながら、下記事項に取り組む。

(1) 在宅医療についての市民啓発事業

(2) 地域の介護支援専門員等が、多職種連携を深め、医療・介護の連携につながるための下記研修会等を開催する。

- ・医師とケアマネの座談会（1回）
- ・在宅医療・介護連携研修会（3回）

7) その他南部地域包括支援センターケアタウン小牧独自の重点取り組み事項

- (1) 地域との結びつきを大切にし、地域の拠点として地域福祉を推進していくと共に、センター拠点地区との災害、防災時の支援ネットワーク化
- (2) 元気な高齢者や軽度認知症高齢者向けに、認知症予防プログラムの実施、自主活動に向けた支援
- (3) 住み慣れた地域で最後を迎えられる・終活をテーマとした勉強会の開催